

新十津川町の 国保財政がピンチ！

第4回 国保税の状況 新十津川町の国民健康保険財政が 厳しい状況になっています。

担当 住民課戸籍保険グループ ☎76・2130

皆さん、こんにちは！ 4回目となる今回は、近隣市町の国保税の比較をしてみるよ！



● 国保税が、国保財政の最も重要な財源だということは分かるけど、自治体が変わると税率も変わるの？

そうなんだ！ その市町村ごとに国保加入者の産業構造や所得総額、年齢構成や資産の取得状況の違いや医療給付総額などによって、その自治体に応じた税率を決めて

いるんだよ！
平成23年度の税率を近くの市や町と比較してみると、下の表のとおり！
本町は、医療分で比較すると周りの市町と比べて所得割が低い反面、均等割、平等割が少し高く、世帯当たりの税額が高めとなっているんだ。



● ふくん、自治体によって、けっこう違うんだね！ そうすると実際の税額はどれくらい違うのかな？

では、ある世帯が近隣の市町に住んだ場合の税額を、下の表で比較してみるよ。



今回の解説は、どうだった？
今回は、いよいよ最終回。本町の国保加入者が、どんな病気で、どれくらい入院や通院に費用がかかっているのか、分析した結果の概要について解説する予定だよ。ご期待！

平成23年度 空知中部広域連合構成市町及び近隣市（滝川市、砂川市）の国民健康保険税率表

	新十津川町	歌志内市	上砂川町	奈井江町	浦臼町	雨竜町	滝川市	砂川市
医療分	所得割(%)	7.80	8.30	12.00	8.80	9.80	6.50	8.80
	資産割(%)	46.00	23.60	40.00	40.00	45.00	-	-
	均等割(円)	36,000	15,700	25,000	25,000	28,000	28,000	22,700
	平等割(円)	32,000	17,300	26,000	22,000	52,000	30,000	22,700
	限度額(円)	510,000	510,000	510,000	510,000	510,000	510,000	510,000
支援分	所得割(%)	1.60	2.20	1.05	1.20	1.85	1.30	2.70
	資産割(%)	7.60	6.40	-	10.00	3.50	-	-
	均等割(円)	7,000	4,300	3,000	4,500	6,000	10,000	6,500
	平等割(円)	5,200	4,700	2,000	3,000	9,600	-	6,500
	限度額(円)	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
介護分	所得割(%)	1.40	1.60	1.85	1.60	1.60	1.70	2.30
	資産割(%)	9.60	-	-	5.00	5.00	-	-
	均等割(円)	10,000	5,900	6,200	8,000	3,000	10,000	12,000
	平等割(円)	6,800	3,700	3,400	5,000	9,000	-	5,000
	限度額(円)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000

◎本町の国保税率の特徴

他市町と比べて
所得割が低い

均等割が高い

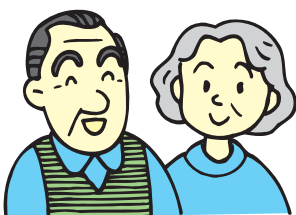
平等割が高い

世帯当たりの
税額が高い

<一定の世帯条件で国保税を比較>

(例) 年金収入220万円、課税所得50万円、世帯人数2人(夫66歳・妻64歳)、固定資産税5万円(5割軽減世帯)

	新十津川町	歌志内市	上砂川町	奈井江町	浦臼町	雨竜町	滝川市	砂川市
医療分(円)	88,200	50,200	78,400	70,900	93,100	54,000	49,000	43,500
支援分(円)	16,100	13,500	5,700	13,000	15,600	12,200	14,300	14,200
介護分(円)	8,400	4,800	4,800	6,500	6,000	5,000	6,000	6,000
合計(円)	112,700	68,500	88,900	90,400	114,700	71,200	69,300	63,700
高い順	2	7	4	3	1	5	6	8



国民健康保険の 届け出は忘れずに!

問合せ 住民課戸籍保険グループ ☎76・2130

国保は届け出がないと、
切り替えができません。

国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない人、生活保護世帯ではない人が加入します。また、加入している人は、他の市町村に転出するときや職場の健康保険に加入したときは、国保をやめる（喪失する）こととなります。

国保に加入するときや、やめるときには、14日以内に届け出が必要です。忘れずに届け出をしましょう。

加入の届け出が遅れると…

- ・保険証がなく、医療費が全額自己負担となる場合があります。
- ・加入資格を得た月までさかのぼって、保険税を納めることとなります。

やめる届け出が遅れると…

- ・資格が無いのに保険証を使用すると、後に医療費を返還してもらう場合があります。
- ・誤って職場の健康保険料と二重に保険税を納める場合があります。

こんなときは14日以内に届け出を…

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書、印鑑
	国保被保険者に子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑
	外国人登録をしていて、長期滞在すると認められたとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(健康保険証が未交付の場合は加入を証明するもの)、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	
	外国籍の被保険者が転出など、やめる要件に該当するとき	保険証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象になったとき	保険証、年金証書、印鑑
	同じ市区町村内で転居したとき	保険証、印鑑
	世帯分離や合併などの変更があったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印鑑
	保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)、印鑑